

グローバル・ガバナンス学会
第14回研究大会

プログラム

2021年11月13日・14日

(Zoom等のオンライン情報につきましては、大会直前に
メーリング・リストにてお伝えいたします)

緒言

新型コロナウイルス感染症は、本年も社会的影響を与え続けております。2021年度の研究大会は、昨年度と同様に、コロナ禍において感染状況が予測できないため、残念ながら、Zoomによるオンライン開催となります。私たちの日常や働き方も変わり、オンライン化やデジタル変革が加速するなかで、人と人との繋がりや在り方にも大きな変化がみられました。そこでグローバル・ガバナンスに関する研究団体として本学会活動はどのようにあるべきか、本当に大切なものは何なのか、いかなる活動がさらに必要であるのかを考える契機となりました。

本年度の研究大会では、第1日目の全体セッション1:「新型コロナ危機後におけるSDGs対応イシューの複合と国際機構・国家・企業・NGOの役割」を取り上げます。経済や人権、環境、開発、安全保障とSDGsの課題、価値の選択や協力・調整のグローバル・ヘルス・ガバナンスのあり方について多角的に検討し、議論したいと思っております。

第2日目の全体セッションII:「『インド太平洋』安全保障ガバナンスの欧州への含意」では、英国、仏、独、EUのインド太平洋戦略を比較検討し、米中対立のなかで日本の「自由で開かれたインド太平洋」構想の経済的・軍事的な安全保障をめぐる課題について、グローバル・ガバナンスの観点から考え、議論できることを期待しております。

コロナ禍においても本学会の会員であることの帰属意識やメリットを実感できる、満足度の高い学会へと改善を図っていく必要があると考え、微力ながらも、実現可能なものから徐々に実施に移してきました。若手研究者や新入会員も報告や学会誌への投稿の機会が得られるように、ポスターセッションも制度化し、若手研究者表彰の制度化も進めてまいりました。本学会は、本年度から日本学術会議協力学術研究団体となり、また学会誌『グローバル・ガバナンス』も文科省所管の国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の審査を経て、J-stageにデジタル版e-ジャーナルとして正式に承認されたため、書籍版とともにWeb上にオープン・アクセスの学術誌となります。さらに来年は学会設立10周年を迎えるので、「10周年記念プロジェクト」も検討中です。本学会のさらなる発展のために、皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

グローバル・ガバナンス学会会長：福田耕治（早稲田大学）

第1日目 11月13日(土) 13:00~15:00 学会創設10周年記念セッション

主旨：歴代会長のこれまでのご経験と、若手・中堅によるグローバル・ガバナンス研究の最前線の報告と議論を通じて、グローバル・ガバナンス研究の過去、現在、未来を論じ、そしてグローバル・ガバナンス学会の未来を展望する。

オープニング：趣旨説明とパネリスト紹介（5分、司会：上村雄彦）

第1部：歴代会長のセッション（40分、司会：上村雄彦）

山本武彦（早稲田大学）

学会創設の想いと学会のこれまでの歩み

大矢根聡（同志社大学）

学会におけるグローバル・ガバナンス研究と残された課題

渡邊啓貴（帝京大学）

安全保障とグローバル・ガバナンス論、そして学会への期待

福田耕治（早稲田大学）

国際行政学とグローバル・ガバナンス論、そして学会への期待

第2部：若手・中堅のセッション（40分、司会：西谷真規子）

中山裕美（東京外国語大学）

IRにおける難民研究の現在地

菅原絵美（大阪経済法科大学）

「ビジネスと人権」の現状と課題

福島康仁（防衛研究所）

グローバルな宇宙ガバナンスの現状と今後——宇宙の軍事利用の視点から

渡邊理絵（青山学院大学）

気候エネルギーガバナンスに関する試論: With or without government

休憩：5分

第3部：フロアとの質疑応答、ディスカッション（25分、司会：上村雄彦、西谷真規子）

クロージング：福田会長の閉会挨拶（5分、司会：西谷真規子）

司会：上村雄彦（第5代事務局長、横浜市立大学）、西谷真規子（神戸大学）

15:30~18:00 全体セッション1: 新型コロナ危機後におけるSDGs対応イシューの複合と国際機構・国家・企業・NGOの役割—保健、経済、環境、人権

主旨: 新型コロナのパンデミックはグローバルな保健の問題であると同時に、各国の政策的対応の在り方、経済や人権、環境、開発、安全保障の問題でもある。コロナ危機を通じて国家の役割が再認識され、諸政策はGDPの低落や雇用の収縮を緩和したが、行動制限・社会的距離をとる措置が緩和されると感染拡大は再び勢いを増す悪循環に陥り、SDGsの課題も山積している。危機のなかでデジタル関連産業は発展し、国際機構の機能不全、富裕国と貧困国における格差問題の顕在化する現在、パンデミック後を見据えたSDGsの政策対応にあたり、国際機構・主権国家・企業等はどのような役割を果たせるのだろうか。優先する価値の選択や企業との協力・調整のガバナンス・モードのあり方について検討する。

司会: 福田耕治 (早稲田大学)

詫摩佳代 (東京都立大学)

新型コロナ危機と WHO の対応

首藤もと子 (筑波大学)

COVAX の役割とグローバル・ガバナンスの課題

太田 宏 (早稲田大学)

新型コロナ危機後のグリーン・リカバリーと SDGs の課題—エネルギー転換の地政学とガバナンス

土屋大洋 (慶応義塾大学)

コロナ禍におけるデジタル社会のセキュリティと SDGs の課題

討論者: 小尾美千代 (南山大学)

臼井陽一郎 (新潟国際情報大学)

福田八寿絵 (鈴鹿医療科学大学)

第2日目 11月14日（日）10：00~12：00 部会1 自由論題セッション

司会兼討論：小松志朗（山梨大学）

井原伸浩（名古屋大学）

POFMAにおける「虚偽」および「公共の利益」の定義

和田龍太（東海大学）

イギリスによるインド太平洋地域への「傾斜」

高島亜紗子（東京大学）、中村長史（東京大学）

民主主義国の海外派兵——対内正当化「成功」要因・試論

加藤絵美（横浜市立大学大学院）

国際消費者問題の解決に向けたグローバル時代の消費者保護政策

討論者：土屋大洋（慶応義塾大学）、前嶋和弘（上智大学）

10：00~12：00 部会2 古典からのグローバル・ガバナンス論再考
——「建設的多元主義」をめざして

主旨：近年、国際関係理論をめぐる大きな論争が見られなくなっている。ときに「国際関係理論の終わり(the end of International Relations theory?)」が問われる今日、公正なグローバル・ガバナンスの在り方を模索するに際して、多様な理論研究を通じた実りある論争を可能にする必要があるように見受けられる。そのような方向性をかりに「建設的多元主義」と呼ぶとすれば、それはどのような理論的研究によってなされるのか。これまで当該学会ではそれほど顧みられることのなかった、いくつかの古典的業績をもとにその可能性をさぐりたい。

司会：白井陽一郎（新潟国際情報大学）

奥迫元（早稲田大学）

古典的現実主義の今日的意義と可能性——建設的多元主義を求めて

岸野浩一（関西外国語大学）

古典によるグローバル政治経済学の再考——デイヴィッド・ヒュームの哲学と思想を中心として

荻谷千尋（金沢大学）

嫉妬の国際政治学——エドモンド・バークの国際政治思想を中心に

討論：中野涼子（金沢大学）

12 : 20~14 : 00 総会、懇親会 [オンライン]

14 : 15~16 : 45 全体セッション2 : 「インド太平洋」安全保障ガバナンスの欧州への含意

主旨 : 米中の覇権争いの戦略的空間として重要性を増す「インド太平洋」地域において、欧州諸国の関心・関与が高まっている。英国が外交・安全保障戦略で同地域への空母の派遣を明記したほか、EU主要国の仏は既に軍艦を派遣し、独も将来的な同地域での軍事演習への参加を表明している。インド太平洋地域の安全保障ガバナンスが地理的に離れた欧州にどのような意味を持つのか、安全保障・政治・経済の観点から総合的に検討する。(以下、仮題)

司会 : 平川幸子 (早稲田大学)

中村英俊 (早稲田大学)

グローバル・ブリテンの理想と現実——イギリスのEU離脱と「インド太平洋」政策
渡邊啓貴 (帝京大学)

フランスのインド太平洋戦略

中村登志哉 (名古屋大学)

ドイツのインド太平洋戦略

小林正英 (尚美学園大学)

インド太平洋安全保障ガバナンス——EU のインド太平洋戦略

討論者 : 臼井実穂子 (駒沢女子大学)

遠藤乾 (北海道大学)

要 旨 集

【学会創設 10 周年記念セッション 第 2 部：若手・中堅との対話】

IR における難民研究の現在地

中山裕美（東京外国語大学）

0. IR と難民研究

そもそも難民研究は Inter Disciplinary な領域 Eg. 難民研究の金字塔 B. Harrell-Bond, *Imposing Aid*, 1986.

1. IR における難民研究の系譜

開拓期

Political Scientists による研究の始まり A. R. Zolberg, M. Weiner, G. Loeshcer など

発展期

- ・制度の歴史に着目した研究
- ・UNHCR の役割に着目した研究
- ・争点の多様化に関する研究
- ・包括的な migration regime の中に難民レジームを位置づける研究
- ・個別事例研究の蓄積

現在地

- ・アクターの多様化 マルチ・レベル・ガバナンス
- ・利用可能なデータの拡大と方法論の広がり
- GIS データ／ビッグデータ／Financial Tracking Service／議事録

3. 報告者の近年の研究の紹介

1) Financial Tracking Service を利用し拠出金の流れに着目した研究¹

利点：従来のデータではドナーと UNHCR の関係しか追えなかったが、これにより UNHCR を介したドナーと受領国の繋がりをある程度可視化することができる

活用例：湾岸アラブドナー国の UNHCR への拠出金の分配状況から特徴を見出す

2) Summary Record を用いて各国の発言内容をテキスト分析した研究²

利点：各国の発言を機械的処理することで、発言内容の経年変化や各国の相違点を発見することができる

活用例：主要ドナー国である北欧諸国の発言傾向を他のドナー国と比較し、北欧諸国の制度への関心傾向の独自性を測定

¹ 中山裕美. 2021. 「UNHCR をめぐる関係性の変容と人道規範の危機—湾岸アラブドナーの台頭をどう見るか—」松永泰行編『グローバル関係学 2 「境界」に現れる危機』岩波書店、151-171.

² 中山裕美・土井翔平. 2021. 「国際難民制度のテキスト分析：UNHCR における北欧諸国の発言を事例に」鈴木基史・飯田敬輔編『国際関係研究の方法：解説と実践』東京大学出版会、213-236.

【学会創設 10 周年記念セッション 第 2 部：若手・中堅との対話】

「ビジネスと人権」の現状と課題

菅原絵美（大阪経済法科大学）

はじめに：ジョン・G・ラギー国連事務総長特別代表のフォローアップ勧告（2011 年 2 月）

- ビジネスと人権に関する指導原則(2011 年)という規範の内面化
 - 3 つの柱：国家の人権保護義務／企業の人権尊重責任／救済へのアクセス
 - ステークホルダーによる「厚いコンセンサス」および国連人権理事会の全会一致の承認
- 特定の国際法規範（国際犯罪にあたる大規模人権侵害に関する法規範の企業への適用）の明確化

1. 「ビジネスと人権」をめぐる現状

(1) 国際社会における展開

1) 指導原則の起草と普及における相互作用

- OECD 多国籍企業行動指針（1976 年、2011 年改訂）、ILO 多国籍企業宣言（1977 年、2017 年改訂）
- 国連グローバル・コンパクト（2000 年）○人権条約実施機関による企業への注目（2002 年以降）

2) 指導原則の承認後の動き

- 国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の設置（2011 年）
- 多国籍企業と人権に関する開放型政府間作業部会（国際的な法的文書の起草）の設置（2014 年）
- ビジネスと人権に関する法的拘束力ある文書（ビジネスと人権条約）第 3 修正草案（2021 年）

(2) 地域・各国における展開

- 国別行動計画（NAP）策定と「人権デューデリジェンス」の義務化
- 英国現代奴隷法（2015）、仏企業注意義務法（2017）、蘭児童労働デューデリジェンス法（2019）等
- EU コーポレート・デューデリジェンスおよびコーポレート・アカウンタビリティに関する指令案（2021 年 3 月欧州議会案）
- 日本『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』の策定（2020 年）

(3) 民間レベルにおける展開

- ISO26000（社会的責任に関するガイダンス規格）発行：国内法だけでなく国際行動規範と整合
- ESG 投資、CSR 調達、エシカル（持続可能な）消費、認証制度、ベンチマークとランキング等

2. 「ビジネスと人権」をめぐる課題

(1) 国際人権基準の実現プロセスの多元化・多様化（越境的実施）

(2) 指導原則という規範をめぐる衝突と調整

1) 国家の域外的保護義務（指導原則原則 2）をめぐる

- 労働：ILO 多国籍企業宣言とグローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークに関する労働総会決議（2016 年）
- 経済：ウイグル問題（強制労働）に対する米国政府の輸入禁止措置
- ビジネスと人権条約草案第 3 修正草案（国家の予防と救済に関する域外的義務、紛争解決）

2) 企業の人権尊重責任（指導原則原則 11-24、29-31）をめぐる

- 各国による国内法化および EU 指令案における内容のばらつき
- 「公正な競争環境（level playing field）」を目指す企業・市民社会等の要請のばらつき

【学会創設 10 周年記念セッション 第 2 部：若手・中堅との対話】

グローバルな宇宙ガバナンスの現状と今後——宇宙の軍事利用の視点から

福島康仁（防衛研究所）

世界初の人工衛星打上げから 65 年近くが経過した現在、宇宙利用は各国の経済・社会活動に深く浸透している。気象衛星が撮影する画像は日々の天気予報に役立てられている。全地球測位システム（GPS）が提供する測位・航法・時刻参照の機能は、パーソナルナビゲーションから金融取引のタイムスタンプにいたるまで幅広く利用されている。宇宙旅行ビジネスも本格化しており、今後は一般人が宇宙に滞在する機会が増加すると見込まれる。

その一方で、宇宙の軍事利用は新たな時代に入り始めている。従来の軍事利用は情報面で地球上での軍事活動を支援することが中心であった。例えば、ミサイルの精密誘導に GPS が用いられたり、無人航空機の遠隔操縦に衛星通信が活用されたりしてきた。しかし、2000 年代半ば頃から宇宙利用そのものをめぐる攻防が顕在化してきた。2003 年のイラク戦争では米国が戦闘作戦中に初めて GPS シグナルへの妨害を受け、それに対して米軍は妨害装置を無力化する作戦を実施した。2007 年と 2019 年にはそれぞれ中国とインドが地上から発射したミサイルで自国衛星を迎撃し、冷戦期の米ソについて衛星破壊能力を実証した国々となった。軌道上の衛星が攻撃対象となる本格的な宇宙戦の時代が間近に迫っている。

宇宙利用を取り巻く軍民両面での環境変化を受けて、グローバルな宇宙ガバナンスを強化する必要があるとの認識が広がっている。ロシアと中国は宇宙条約を超える規制を課す軍備管理条約をジュネーブ軍縮会議で共同提案している。欧米諸国は法的拘束力を有さない国際行動規範の必要性を提起してきた。しかし、米露間や米中間での政治対立が長期化しており、宇宙兵器や衛星破壊を直接規制する新たな国際ルールへの成立は見通せない状況にある。

国家によるルール作りが難航する中で注目を集めているのが宇宙ガバナンスにおける非国家主体の役割である。企業が提供し始めた宇宙状況認識に関するサービスは、衛星の安全な運用のみならず衛星破壊といった無責任な宇宙活動の監視にも役立つ。また、衛星を運用する企業の間では衛星同士の衝突を回避するために宇宙交通管理（STM）が必要であるとの認識が徐々に広がっている。企業間で STM に関する自主的なルール形成と実際の運用調整が進めば、宇宙活動の透明性向上につながる。こうしたことから、今後、グローバルな宇宙ガバナンスを研究するにあたっては、非国家主体が果たす役割も重要なテーマとなる。非国家主体による独自の行動や国家との協働が、どこまで衛星破壊といった宇宙の安定的な利用を脅かす行為の抑制につながるのかという点に着目していく必要がある。

1. 気候変動問題：主権国家とレジームの限界、非国家主体の台頭と「政府なき統治」

気候変動問題は、人類が、生存の拠り所である自然を脅威に晒すことになって、太古の昔から追求してきたより豊かな生活のための資源獲得競争を脱することができず、脅威に 対処する上で主権国家間の協調を促す仕組みとしてのレジームには限界があるという現実 を、国際社会に、そして国際政治学に突きつけた。こうした認識の下、一方で、代替技術の 開発をはじめとする有効なレジームの形成を導く要因の分析が (例：Young 2010)、他方で、 国家間協力を阻む、各国の立ち位置の差を説明する比較研究が進められた (例：Harrison and Sundstrom 2010)。

さらに、気候エネルギー分野では、国家間協力促進における主権国家の役割と能力の低下 を受けて、主権国家以外のアクター、特に規範を自ら創成し、国境を超えて波及させる多国 籍企業や国際 NGO (例：Apple のサプライチェーンに対する再エネ電力使用条件化、 BlackRock など投資会社の Divestment の動きが各国における脱石炭火力に及ぼした影響)、 さらに地方や地域といった主権国家以外の政府 (他国に先駆けて排出量取引制度を導入した EU、連邦政府に先駆けて RPS や排出量取引制度を導入した米国州政府) がガバナンス において果たす役割の拡大が顕著となった (Delmas and Young 2009)。

2. 気候エネルギーガバナンス：「政府を主体とする統治」への回帰？

「政府なき統治」の典型例の様相を示していた気候エネルギーガバナンスは今後どのよ うに展開するのだろうか？Gafam をはじめとする巨大企業の株式時価総額合計は年間 300 兆円余の日本の国家予算を悠に超え、水素技術を含む R&D でもその役割は国家を凌駕する ことが予想される (日本が 700 億円 (2021 年度)、米国が 1.2 億ドル (2019 年))。一方で、 電力供給においては非国家主体と国家主体の協力により再エネ技術の開発と普及が進んだ もの、自然資源がすべての国に豊富に存在するわけではないため、脱炭素電力供給の実現 には系統の連携が喫緊の課題であり、主権国家の役割が再び拡大している。さらに各国のカーボンプライスの平準化に向けて国境税を調整することになれば、主権国家や地域共同体 が非主権国家間あるいは主権国家と非主権国家間の「調整」のみならず「管理」に再び踏み 込む可能性も否定できない (「調整」「管理」については大矢根 2018 参照)。本報告では、気 候エネルギーガバナンスにおいては、多様な主体の参加を通じて「脱炭素社会実現」という 規範が敷衍し、パッチワークのように制度が形成された後、再び主権国家が制度の調整と、 必要に応じて管理の役割を果たし、ガバナンスが段階的に強化の道を進むという仮説的試 論を示して、グローバル・ガバナンス概念の明確化に向けて議論を喚起することができれば 幸いである。

<参考文献は紙幅の都合上割愛>

【全体セッション1：新型コロナ危機後におけるSDGs対応 이슈の複合と国際機構・国家・企業・NGOの役割——保健、経済、環境、人権】

新型コロナ危機で明らかとなったグローバル・ヘルス・ガバナンスの諸課題

詫摩佳代（東京都立大学）

新型コロナウイルスの感染拡大がパンデミックであるとの認識が示されてからまもなく1年半が経過しようとしているが、ウイルスとの闘いはいまだに続いている。このウイルスとの闘いにおいて、有力な武器であるのがワクチンだが、そのアクセスには先進国と途上国の間で大きな格差が存在する。2021年10月時点で、少なくとも1回ワクチン接種した人の割合はカナダで78%、イギリスで73%、日本で74%と先進国で軒並み高水準を達成しているのに対して、スーダンでは1.5%、コンゴ民主共和国では0.1%と大きな格差が生じている。先進国では本年度末までに12億回分の余剰ワクチンが出ると予想される一方、このままだとアフリカでの接種率は年末までに10%にも届かないだろうという見積もりも出ている。

ワクチンへのアクセス格差は、経済の回復を遅らせることにもつながる。国連開発計画（UNDP）と世界保健機関（WHO）、オックスフォード大らは、中・低所得国がもし高所得国と同程度のワクチン接種率を達成できていたなら、2021年度の中・低所得国のGDP予測は現状を380億ドルほど上回るものだっただろうとの見積もりを発表している。このほかにも多くの研究機関が、ワクチンの不公平なアクセスが感染収束を遅らせ、より大きな経済的コストをもたらすだろうとの試算を発表している。地球全体の危機として対応した方が互いに利得が大きいことを示す客観的なデータが出ているにもかかわらず、国際社会は新型コロナに対して、適切に協力できていない現状である。

それはなぜだろうか？もちろん、世界政府が存在しない中で、各国を協力に向けて強制する術はなく、協力できないのは致し方ないとの見方もできる。他方、歴史を振り返ってみると、そのような中でも、国々は感染症に対して比較的容易に協力を進めてきた経緯がある。また最近では、エイズやエボラ出血熱への対応に関して、国際社会の平和と安全への危機だという認識にたち、先進国が率先してハイレベルな対応が行われてきた。そうした前例とは対照的に、なぜ新型コロナをめぐる協力が容易でないのだろうか。本稿ではこの問いをウイルスの性格、ガバナンスの問題、国際情勢等、複数の視点で読み解き、次なるパンデミックに備えるためには何が必要かと考えていきたい。

【全体セッション1：新型コロナ危機後における SDGs 対応 이슈の複合と国際機構・国家・企業・NGO の役割——保健、経済、環境、人権】

COVAX の役割とグローバル・ガバナンスの課題

首藤もと子（筑波大学）

1. COVAX の目的とワクチン分配方式

COVAX (Covid-19 Vaccine Global Access) ファシリテーターは2020年4月にACTアクセラレーター (Access to Covid-19 Tools Act of Accelerator: ACT-A) で合意された診断・治療・ワクチン提供のうちの一部門として発足し、“No one is safe until everyone is safe” を標榜して活動してきた Gavi ワクチン・アライアンス (2000年設立) が主導する、新型コロナ・ワクチンに特化した公平なワクチン分配のための国際協働枠組みである。

ワクチン分配方式には、自国用購入(人口の一定割合以内)と事前買取制度(COVAX-Advance Market Commitment: AMC)があり、後者の対象は92カ国・地域である。当初の目的は「2021年以内に世界中で20億回分のワクチンを公平に分配し、途上国の人々の20%にワクチンを接種する」とされた。

2. COVAX の時期別活動の展開と実績

活動の経緯と特徴は、大きく次の3時期に分けてとらえることができる。

時期	COVAX 内の状況と主な問題	COVAX 外の主な動向
2020年初頭 4月以降	(WHOの初期対応の問題) COVAX 制度設計中	欧州等で感染者急増、中国のワクチン外交の展開
2021年3月	ワクチンの第1次分配計画 インド、COVAX 用ワクチン全 輸出停止 ワクチン不足、ワクチン分配の 停滞	ワクチン特許権の一時譲渡をめぐる議論
6月	COVAX ワクチン・サミット (Gavi と日本政府共催)	8月中国「ワクチン協力国際フォーラム」
9月以降	欧米でワクチン余剰分増加、使 用期限迫るワクチンの再分配 の問題	QUAD 首脳会議「COVAX とは別に、全世界に12億 回分のワクチンを供給する」

2021年10月現在、ワクチン分配量は2021年末までに14億2500万回となる見込みである。

3. COVAX の評価と問題

COVAX は未曾有のパンデミックに対して、国際機関、政府、製薬企業、民間財団、研究機関等多様なアクターが参加する国際協働の枠組みであり、企業へのワクチン生産・購買契約と AMC へのワクチン無償分配を統括してグローバルな活動を展開している。ただ、ワクチンは数量的に人口の20%以内と限定的であり、医療過程において部分的であるため、各国内の公衆衛生ガバナンスとの効果的な連携が不可欠である。

一方、ワクチン不足の最中に露呈したのは、製造技術特許権の一時的譲渡や技術移転促進か製造国からの輸出拡大を優先すべきかの問題、先進国の自国優先政策(企業との直接契約や追加接種)とグローバルなワクチン格差拡大の問題、さらに COVAX 枠組みでの価格交渉上のパワー関係である。

4. 感染症に関するグローバル・ガバナンスの課題

今後、感染源調査の中立的行動が可能になるような WHO の改革と権限強化が課題である。また、COVAX のワクチン分配活動の大きな支障は、国内での輸送や保健医療インフラ不足、貧困、治安問題等である。こうしたパンデミック再発防止のために、ワクチン製造の技術協力や医療人材育成等を含めた国内の公衆衛生ガバナンスの向上と、自治会や町内会の役割等ローカル・ガバナンスの発展と連携促進が重要である。

【全体セッション1：新型コロナ危機後におけるSDGs対応 이슈の複合と国際機構・国家・企業・NGOの役割—保健、経済、環境、人権】

新型コロナ危機後のグリーン・リカバリーとSDGsの課題
—エネルギー転換の地政学とガバナンス
太田 宏（早稲田大学）

1. はじめに
 2. グリーン・リカバリー戦略と関連するSDGs
 - (1) グリーン・リカバリーの意味及び主なGHG排出地域や国のグリーン・リカバリー政策
 - (2) グリーン・リカバリーと関連するSDGs
 - a. グリーン・リカバリーが取り組むのは、SDGsの一つである気候変動問題
 - 気候変動問題の現状
 - ✓ 世界のGHG排出状況、排出予算（バジェット）
 - ✓ パリ協定の2℃あるいは努力目標の1.5℃、2018年のIPCCの1.5℃特別報告、IPCC第6次報告(AR6: WGI)
 - ✓ 脱炭素社会形成必須（パリ協定；2050 ネットカーボン・ニュートラル）→エネルギー転換
 - b. 気候変動緩和策の主要な政策である化石燃料からのエネルギー転換
 - SDGs目標：クリーンで安価なエネルギーへのアクセス保証と自然エネルギー（再エネ）の役割
3. エネルギー転換の地政学とガバナンス
 - (1) 化石燃料の地政学
 - (2) 再エネの地政学とガバナンス
 - a. 化石燃料と再エネの地政学の共通点と相違点
 - b. 再エネの地政学とガバナンス
 - クリーンテック（技術）開発競争及び市場獲得競争：例）中国 vs. 独・米
 - 再エネ機器の材料あるいは原料 = 化石燃料の地政学と類似
 - 接続の問題
4. 社会技術変革：再エネシステムへの転換のガバナンス
 - (1) 気候緩和政策（GHG排出削減）目標にそう再エネ転換ガバナンス：多層・多重・混成（heterogeneous）ガバナンス
 - (2) 民主的な再エネシステム・ガバナンス必須

【全体セッション1：新型コロナ危機後における SDGs 対応 이슈の複合と国際機構・国家・企業・NGO の役割——保健、経済、環境、人権】

コロナ禍におけるデジタル経済のセキュリティーと SDGs の課題

土屋大洋（慶応義塾大学）

2019 年末からの新型コロナウイルスによるパンデミックは、重要インフラストラクチャとしての情報通信ネットワークの重要性を改めて浮き彫りにした。特に、テレワーク（遠隔勤務）、テレエデュケーション（遠隔教育）、テレヘルス/メディスン（遠隔医療）を可能にするためには、インターネットを中心とする情報通信ネットワークが不可欠であった。そして、パンデミックの拡大と遠隔活動の浸透は、いわゆる「ニューノーマル」や「新しい生活様式」といった言葉を普及させた。

しかし、そこにはいくつかの課題も見られた。第一に、遠隔活動を可能にする物理的なインフラストラクチャの整備が企業側でも家庭側でも不十分だったことである。2020 年前半にはパソコン部品の供給不足からなかなか必要としている IT（情報技術）機材が入手できない状態が続いた。また、親が遠隔勤務を行い、子供が遠隔授業に参加すると、家庭の貧弱な回線では不十分な場合も散見された。

第二に、企業や学校での整備されたセキュリティ環境とは異なり、仕様やセキュリティ対応が不十分な機材やシステムが家庭で使われたために、サイバー攻撃やサイバー犯罪に悪用される事例も多く報告された。

第三に、パンデミックの拡大によって人々がソーシャルメディアにアクセスする時間が増え、そこで新型コロナウイルス感染やワクチンに関する誤情報や偽情報が拡散し、人々の認識を混乱させる事態も見られた。

第四に、情報通信機器の多用は、クラウドサービスや遠隔通信サービスの多用に直結し、電力需要増大にもつながった。家庭での利用の増大は企業での利用の減少と相殺される部分があったとしても、データセンター側では全体的な需要の増大に対応すべく、大量のディスクスペースを運用するための機材を稼働させる電力と冷却する電力を必要とした。交通需要の減少などが環境負荷を減らしたとしても、IT 利用だけを見れば環境負荷を増大させたと見るべきだろう。

コロナ禍前の状態に完全に戻ることはない、戻れないと想定すれば、デジタル活動への依存はますます深まることだろう。拡大するデジタル社会の活動は、ポジティブにもネガティブにも SDGs に影響を与えることになる。

【部会1 自由論題セッション】

POFMA における「虚偽」および「公共の利益」の定義

井原伸浩（名古屋大学）

本研究は、シンガポールで2019年に成立・発効した、いわゆるフェイクニュースの規制法、「オンラインの虚偽情報および情報操作防止法(Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act: POFMA)」について、同法における「虚偽」や「公共の利益」の定義に着目しながら検討するものである。

同法は、行政が虚偽情報(falsehood)と認定したコンテンツに訂正通知を掲載するよう、発信者やインターネット仲介者 (internet intermediary)に命令でき、従わなければ罰則の対象となるというものである。このPOFMAに対する批判の一つとして、規制の対象とする虚偽情報の定義があいまいであるため、萎縮効果をもたらし、言論や表現の自由に抵触し得るというものがある。実際、同法では、「虚偽(false)ないしミスリーディングであれば」、当該言明は虚偽であるとされているが、この定義はトートロジーだとか、「ミスリーディング」の意味が明確でないと批判された。さらに、規制の対象となる虚偽情報は、「公共の利益に反する」とされ、その定義もなされているが、やはりあいまいさが残るとも指摘される。

そこで本研究は、こうした定義をめぐる諸議論に着目しながら、与党人民行動党(People's Action Party)の閣僚や議員が、いかに同法の成立に向けた政治的コミュニケーションを行ったか、また、成立したPOFMAにおいて、いかなる「虚偽情報」や「情報操作」が、実際に規制の対象となったかを検討する。より具体的に本研究は、①フェイクニュースの定義に関する諸研究を振り返りながら、POFMAの定義の特殊性を指摘し、そのうえで、②同法の成立過程において定義をめぐる議論がいかになされたかや、③成立後の履行において、何が実際の規制の対象となってきたか、およびそれをめぐる批判や諸議論を検討する。

【部会 1 自由論題セッション】

イギリスによるインド太平洋地域への「傾斜」

和田龍太（東海大学）

ボリス・ジョンソン英首相がインド太平洋を重視する旨の発言を行ったほか、イギリスは空母エリザベスを同地域に派遣するとともに、CPTPP への参加を申請した。本発表では、イギリスがインド太平洋地域に傾斜する動きを強めているのはなぜか、を明らかにする。

背景説明として、2016年にメイ首相が発表した「グローバルブリテン」構想を検討する。2021年3月に発表された「統合レビュー」にかんがみて、イギリスの価値観を重視しつつ外交、経済、安全保障の視点から世界に影響力を行使する内容ととらえる。

インド太平洋への傾斜については、まず地域の経済的成長を機会として捉えていることを説明する。その上で、世界における中国の影響力の高まりに伴う権威主義のモメンタムの増大と西側の価値観の衰退を懸念していることを説明する。

イギリスは、インド太平洋への傾斜にあたっては、対中関係を軸足に置いている。イギリスの中国との貿易総額が近年急増していることから、イギリスにおける中国の経済的プレゼンスは高まっている。他方、イギリスは、香港での人権抑圧や中国当局による「一国二制度」の形骸化について、中国が国際ルールである「中英共同声明」を蔑ろにしている旨、非難している。イギリスが人権や国際ルールを重視する背景として、中国の権威主義のモメンタムが世界で広がることになれば、イギリスの価値観が衰退するという懸念が指摘できる。

中国との関係をにらみつつ、イギリスはインド太平洋諸国との関係強化を模索する。特に、対米関係では「新大西洋憲章」を発表したが、共通のインド太平洋戦略の具体像はまだみえない。インドに対するイギリスの期待は大きく、英印防衛協力で合意したが、日米豪が重視する QUAD をめぐっては、全方位外交を重視するインドの立場と、これに何も言及しないイギリスの立場の違いを指摘できる。日本の後押しを背景に CPTPP への参加を進め、豪州や他のコモンウェルス諸国との関係強化を模索している。

【部会1 自由論題セッション】

民主主義国の海外派兵——対内正当化「成功」要因・試論

高島亜紗子（東京大学）、中村長史（東京大学）

本研究の目的は、民主主義国が海外派兵を決定する際の国内における正当化の過程を国際比較し、正当化の成否を分ける要因を明らかにすることである。

海外派兵の意味合いは、冷戦終結を境に大きく変化した。1991年の湾岸戦争では、イラクのクウェート侵攻に対処するため、国連安全保障理事会（安保理）の許可を得た多国籍軍が派遣されたが、安保理が多国籍軍の派遣でまとまって行動するなどということは、冷戦期には考えられないことであった。その後、安保理は侵略という伝統的な脅威への対処にとどまらず、国内における人道危機やテロについても脅威と認定して武力行使を許可するようになる。ときには国連安保理での明示的な合意が困難になることもあったが、そういった際には、米国を中心とした有志連合によって武力行使がなされた。その結果、「人道的介入」や「対テロ戦争」の事例が積み重ねられるようになり、武力行使の目的が普遍性を帯びるにつれ、形態が多国間化した。

このように武力行使の目的・形態が変化したことで、派兵国からすれば、自国の兵士を海外に送る際の正当化の論理もまた必然的に変化することになると考えられる。この海外派兵の正当化は国際的にも国内的にも行なわれるものであるが、本研究は、このうち国内世論や議会に向けた正当化（「国内的な正当化」）に焦点を当てて分析を加える。

先行研究では、二つの正当化のうち「国際的な正当化」について多くの分析がなされてきた。しかし、先行研究のように「国際的な正当化」のみに着目しては、実は海外派兵の正当化について十分に理解することはできない。「国際的な正当化」と「国内的な正当化」とでは、正当化の対象が異なる以上、その論理が異なり得るものだからである。また、海外派兵に伴う徴兵・徴税コストを負担するのは国民であることを踏まえれば、「国内的な正当化」の重要性は、「国際的な正当化」に勝るとも劣らない。本研究では、こうした「国内的な正当化」の議論を体系的に分類することを目的とし、とりわけ日本とドイツ、米国、英国を例に議論を展開する。

【部会 1 自由論題セッション】

国際消費者問題の解決に向けたグローバル時代の消費者保護政策

加藤絵美（横浜市立大学大学院）

消費者政策は、各国により法制度が異なり、国際的な統一的制度が無い。日本の消費者政策も、消費者が国際取引市場のプレーヤーとなることを想定した制度設計とはなっていない。そのため、日本の消費者が、インターネット等を通じて海外事業者と契約し、製品の欠陥、決済の不備などの契約トラブルが発生しても、その解決には言語の壁、商慣習の違い等の様々な要因により解決困難に陥るケースがある。

日本独自の取り組みとしては、独立行政法人国民生活センターが「越境消費者センター」を運営し、日本の消費者と海外事業者との契約トラブルに関する助言を行っている。しかし国民生活センターが提携している海外相談機関は 14 機関に留まり、実際はこれ以外の国との消費者トラブルが 81.4%（2019 年）を占め、被害救済が実現していない。また国民生活センターおよび相手機関が行っている「斡旋」には法的拘束力がないため、事業者が話し合いに応じない場合には解決が困難となる。

日本の消費者が海外の事業者とトラブルになり、救済を検討する場合、消費者の常居地法の適用が可能（法の適用に関する通則法 11 条）であるため、理論上、準拠法の問題は解決できる。また日本の消費者が海外事業者を提訴する場合には、日本の裁判所に管轄があるので（民事訴訟法 3 条の 4 第 1 項）、国際裁判管轄の問題もクリアする。しかし海外事業者に対する訴訟は、コスト、労力の面で消費者に負担が大きい。

一方で、EU には European Consumer Centres Network という相談機関があり、年間 12 万件（2019 年実績）を超える事案を扱う。そのうちの 85%に助言、15%に斡旋サービスを提供している。ただし、域外の事業者とのトラブルは対象外となるため、やはり国際消費者問題は EU でも解決が困難となる。

一般的に、一人ひとりの消費者は、事業者よりも「交渉力」「情報力」「資金力」の面で弱い立場に置かれている。そのため消費者被害の救済には、社会的な支援制度が必要とされている。国際取引市場の中で、重要なアクターとなっている消費者を保護する政策は、国内制度の充実だけでは不十分でありグローバル・デジタル時代に即した国・文化圏・経済圏の枠を超えた制度設計が急がれる。本研究で、国境を越えた消費者問題（国際消費者問題）をどのように解決することができるのか考察を深める。

【部会2 古典からのグローバル・ガバナンス論再考——「建設的多元主義」をめざして】

古典的現実主義の今日的意義と可能性——建設的多元主義を求めて

奥迫元（早稲田大学）

近年、国際理論研究において、「古典的現実主義のルネサンス」(Andreas H Hvidsten, 2019)ともいべき現象が生じている。その背景には、冷戦の終結後、とりわけ今世紀に入って顕在化した、グローバル・テロリズムの脅威とこれに対するアメリカ主導の「対テロ戦争」、内戦の続発と他国の恣意的な介入／非介入、難民問題の安全保障化(securitization)、金融危機の発生と波及に象徴される新自由主義的グローバル化の負の側面の露呈、先進国・途上国を問わず、多くの国にみられる自国中心主義や排他的ナショナリズムあるいはポピュリズムの高まり、これらに伴う従来グローバル・ガバナンスの基調の1つをなしてきた自由主義(liberalism)の後退などがあるといえよう。現在のCOVID-19の蔓延によるグローバル・パンデミックもこうした流れの延長線上で捉えられるグローバル・イシューである。

本報告の目的は、多様な視覚・論点をめぐって近年展開されている古典的現実主義の再検討・再評価の動向を敷衍しつつ、今後の理論的なグローバル・ガバナンス研究における「建設的多元主義」の必要性と、そこにおける古典的現実主義の今日的意義と可能性を示すことである。なお、その際に留意すべき近年の古典的現実主義研究の特徴は以下の2点である。

- (1) これまでの研究であまり目を向けられてこなかった著作の精査を伴うものであること。例えば、モーゲンソーの場合であれば、ドイツ・フランクフルトでH. ジンツハイマーから受けた影響や、フランクフルト学派との接点、C. シュミットへの関心と幻滅、スイス滞在時のH. ケルゼンとの縁、さらには渡米後のアメリカの社会科学への適応過程やシカゴでのH. アーレントとの交流などが詳細に検討されている。
- (2) 古典的現実主義と異なる多様な理論との間の接点(interface)および共約可能性(commensurability)に注目するものが多くみられること。この点に関しては、例として、構成主義、批判的国際理論群、リベラリズム、さらには国際政治経済学との対話・協働の意義・可能性を論じるものが多数ある。

さらに、これらの研究の多くに確認できる共通の関心事項として、国際関係に常時遍在しつつも、とくに歴史的転換期、あるいは危機的状況下において顕現する「政治的なるもの(the political)」と、そこにおけるパワーと倫理／道義性の関係への注目を挙げることができる。

そこで本報告では、上記の点を踏まえ、古典的現実主義が「政治的なるもの」の理論的探究に際してもつ意義と可能性あるいは課題について、ウォルファーズ(Arnold Wolfers)の道義的非完全主義(imperfectionism on morality)の概念に基づき考察することで、これをめぐる共通関心を媒介とした、グローバル・ガバナンス研究における他の多様な諸理論との有意義な論争と対話、すなわち、「建設的多元主義」の可能性とその一視座の提示を試みたい。

【部会2 古典からのグローバル・ガバナンス論再考——「建設的多元主義」をめざして】

古典によるグローバル政治経済学の再考

——デイヴィッド・ヒュームの哲学と思想を中心として

岸野浩一（関西外国語大学）

18世紀スコットランド出身の哲学者デイヴィッド・ヒューム（David Hume, 1711-1776）は、国際政治経済の領域において、勢力均衡論説や「貿易の嫉妬」論説などが著名であり、国際関係思想史においては現実主義あるいは（英国学派における）グロティウス主義などの伝統に位置付けられてきた。しかし、勢力均衡や貿易をめぐるヒュームの国際政治経済論は、感情（情念）の観点を重視する議論であり、国際関係の思想や理論の今日的解釈による（上記のような）諸系譜のうちに端的に回収されるものではない。「強大な力が一手に落ちてしまい、他者の権利護持を不能にするような事態の阻止」としての勢力均衡（balance of power）を政治の目標とみなすヒュームは、英国（ブリテン）がそのための諸戦争の先頭に立ってきたことを評価するが、同時に戦争に対する英国の人々の「激しい熱情」の緩和（中庸）が必要であると論じている。貿易に関して、いわゆる重商主義的な貿易差額（balance of trade）説を批判するヒュームは、通商が諸国全体の繁栄につながる点を強調しつつも、産業保護などを目的とする関税は有用であるとして、ただ「嫉妬心」に基づく貿易障壁こそが問題でありその抑制が必要であると主張する。国際政治経済学の古典たるヒュームの議論について、先行研究においては「二元論の拒否」「両義性」「ソフト・リアリズム」などの特徴が抽出されてきたが、一つの学知への固執や人々の感情を考慮しない理性への偏重に抗する「知の勢力均衡」というべき姿勢に貫かれていると解釈でき、多元的で多様なアプローチによる研究の意義を示すものとして、またグローバル化が進展する世界の政治と経済における感情的な縛れ合いを読み解くための視座を示すものとして理解できうる。それでは、感情（情念）と理性や学問は、ヒュームの哲学においていかに捉えられるのか。本報告では、ヒュームの哲学の主著『人間本性論』第2巻「情念について」の議論を主に参照し、「理性は情念の奴隷である」と約言される理性と情念の身分の相異、人間の行為における情念の根源性、慣習がもつ情念への影響、嫉妬心が生ずるメカニズム、国際関係への情念の影響、そして哲学（学問）を求める人々の情念や好奇心などに関する分析を概観することで、グローバル政治経済に関わるヒュームの思想について、（とりわけ情念論の）哲学を補助線とした一解釈を提示する。そのうえで、多様な人々の情念の働きを前提とする日常的な観点からグローバル政治経済を論じ研究することを可能にする視座や思考とはいかなるものなのかを探り、その現代的意義ないし含意について検討したい。

【部会2 古典からのグローバル・ガバナンス論再考——「建設的多元主義」をめざして】

嫉妬の国際政治学——エドモンド・バークの国際政治思想を中心に

荻谷千尋（金沢大学）

フランス革命は、ヨーロッパ諸国の既存の統治制度に衝撃を与えただけでなく、ヨーロッパの国際秩序を揺るがした点においても、同時代人を動揺させた。その一人であるエドモンド・バーク（1730-1797）の言説は、イングランド学派（英国学派）によって、早くから注目されてきた。イングランド学派は、例えば、彼の「諸国家間の交渉において、我々は法規の文言にあまりにも依拠する傾向がある」との一節を引用し、バークを、国際社会を支えるマナーズの重要性を説いた思想家として位置づけた。

本報告は、このようなイングランド学派の諸研究を継承しつつも、アダム・スミス（1723-1790）やジェームズ・マッキントッシュ（1765-1832）といった同時代のコンテキストのなかで、バークの言説を読解する。その際、彼らが国家間関係を解するために、たびたび言及している、諸国家の嫉妬、愛国心、独立と同盟をめぐる葛藤に着目する。イングランド学派は、「国際社会」の共通性を探求するがゆえに、バークらの、文化的同質性に着眼する言語に光を当てたが、他方でバークらは、近隣であるがゆえの嫉妬心や、同盟諸国間の不均衡な利益配分を、国際社会の特徴と見做していた。すなわち、国際社会は文化的同質性によって担保されるものの、諸国家の嫉妬心ゆえに、紛争や対立の火種はくすぶり続ける。

例えばバークは「同盟国の政策についての所見」（1793）において「フランスの近隣には疑いなく何かが存在しており、我々は自然かつ適切にその何かを警戒と嫉妬の対象とする。それには統治形態は関係ない」と述べ、フランスに対して警戒心を示した。「警戒」と「嫉妬」という2つの語彙は、最晩年にいたるまで繰り返し使用される。このような語彙の使用はバークに限らない。アダム・スミスは、フランス革命後に『道徳感情論』を加筆しているが、その重要な加筆箇所の一つに愛国心と嫉妬心についての記述がある。「我々の愛国心は、他のあらゆる近隣国の繁栄や拡大を、もっとも悪意に満ちた妬みや、羨望をもって眺めようとする気分させることが、少なくない」。このように彼らは、国家間関係を「合理的」に解するのではなく、むしろ「心理的」側面によって特徴づけたのである。

今日においても、諸国家の嫉妬は消失してはいない。だからこそ、「古典」から学ぶ、あるいはそこから触発を受けて議論を広げることの意味があるだろう。本報告は、このような国際社会、国家間関係についての心理的、またはネガティブな言語に着目することで、グローバル・ガバナンスについて考え、議論したい。

【全体セッション2：「インド太平洋」安全保障ガバナンスの欧州への含意】

グローバル・ブリテンの理想と現実——イギリスのEU離脱と「インド太平洋」政策

中村英俊（早稲田大学）

2021年、EUの関税同盟と単一市場から公式に離脱したイギリスのジョンソン(Boris Johnson)首相は、コーンウォールでG7サミットを主催、それに合わせてバイデン(Joe Biden)大統領との間で「新大西洋憲章」を発表した。英米首脳による「大西洋憲章」から80年間、国際社会においてイギリスはどのようなアクターだったのか、そして実際にどのような役どころを演じることができたのか。

この問いに答えるべく、本報告は以下3つの観点から、2016年6月の国民投票でEUから離脱する意思（ブレグジット）を決めたイギリスが掲げた外交理念の一つ「グローバル・ブリテン」の検討を試みる。

第1に、グローバルなリベラル秩序が、第二次世界大戦や冷戦終焉などの様々な岐路で変容を遂げる中でイギリスが果たした役割を概観する。国際連合やNATO（北大西洋条約機構）の組織化、EC/EUへの加盟とその拡大、G7サミットの制度化、リベラルな介入主義の台頭などの重要な国際政治過程において、イギリスが果たした役割は、どのような能力に裏付けられていたのか。

第2に、2016年6月のブレグジット後、メイ(Theresa May)首相は「グローバル・ブリテン」の理念を掲げたが、この理念が安全保障・防衛・開発・外交政策として具体化されることはなかった。ところが、ジョンソン内閣が2021年3月に公表した「統合レビュー」は「競争の時代におけるグローバル・ブリテン」を主題にした。ブレグジット後、イギリスが国連システムを中心としたグローバル・ガバナンスの舞台で果たした役割を見ながら、なぜ2021年に「グローバル・ブリテン」を前面に出した「統合レビュー」を公表したかを考察したい。

第3に、EUという地域的ガバナンス機構から離脱したイギリスが「グローバル・ブリテン」の「統合レビュー」などにおいて、なぜ「インド太平洋」地域の安全保障ガバナンスへの関与を明示的に深めようとしているのかを考察したい。ブレグジット後のイギリスは、経済安全保障ではCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への参加を目指し、軍事安全保障では当該地域への空母打撃群の派遣を厭わない。

本報告は、「グローバル・ブリテン」の理想と現実のギャップを論じることになるだろう。その際、イギリス政府がEUからの離脱とともに、「ヨーロッパ」地域から「インド太平洋」地域に外交の軸足を移すわけではなく、両地域を繋いでグローバル・ガバナンスを強化するような外交を実現できるかどうか、言い換えれば、「地域間ガバナンス(inter-regional governance)」を構築できるか否かに注目したい。

【全体セッション2：「インド太平洋」安全保障ガバナンスの欧州への含意】

フランスのインド太平洋戦略

渡邊啓貴（帝京大学）

本邦初の日米仏の合同演習

本年5月中旬に日米仏3カ国の陸上部隊による日本国内でののはじめての本格的な共同訓練が霧島演習場(宮崎・鹿児島)と九州西方海空域、陸自相浦駐屯地（長崎県佐世保市）で実施された。敵の手に落ちた離島奪還を目的とする合同演習だった。

フランスの戦力の派遣は、フランス陸海軍合同の「ジャンヌダルク 21」名打たれたインド太平洋ミッションの一環だ。ミストラル級強襲揚陸艦「トネール」とラファイエット級フリゲート艦「スルクフ」を擁する両用即応グループ(ARG)は地中海・紅海・インド洋・太平洋に展開し、南シナ海を二度通過する。2月から7月にかけてのミッションである。

インド太平洋戦略

フランスは2018年6月に『フランスとインド太平洋地域における安全保障』を発表、2019年5月-6月にかけて防衛省MODによる『インド・太平洋におけるフランスと安全保障』『インド・太平洋におけるフランスの防衛戦略』、さらに同年6月には外務省(MEEA)による『インド・太平洋におけるフランスの戦略《内包的(inclusive)インド・太平洋を求めて》』というこの地域でのフランスの包括的な戦略を発表した。それまでの「アジア戦略」からより射程地域を拡大した対応にシフトしてきたのである。

フランスはニューカレドニアに海軍基地を持ち太平洋に大きな利害関心を持っている。第一に陸海両軍の軍事防衛領域の意味を持つ。この領域には160万人ものフランス国籍の居住者がおり、フランスの海外領土の排他的経済水域(EEZ)は990万平方キロメートルに及び、世界で第二番目である。フランスはすでに2013年の段階で安倍政権の学術・官僚との接触を通してインド・太平洋をめぐる議論を開始していたが、それが表立ってくるのは2018年になってからである。すでに2014年にオランダ前任大統領が来日した際に日本が欧州と初めての「2+2(外務・防衛閣僚定期会議)」の取り決めをフランスと締結していた。

その後19年6月フローランス・パルリ防衛省はシンガポール・シャングリア会議でインド・太平洋への実質的コミットについて発言、仏空母の派遣を表明した。

フランスの真意

フランスの一連のインドと太平洋地域へのコミットの拡大は決して中国に正面から対抗し、米中対立の間でいずれの陣営につくかというのではない。今後さまざまな面で世界の中心になっていくとみられるインド太平洋地域でフランスが欧州の一パートナーにとどまるだけではいられない。そのプレゼンスを明確に示しておく必要がある。象徴的意味からの示威活動が今回の「ジャンヌダルク 21」の狙いの一つだ。同時に、貿易・環境・気候変動・生物多様性をはじめとする多様なグローバル・イシューをめぐる多国間協力(マルチラテラル)による国際秩序構築の協力としてとらえられる。そうした中で「米中対立」のエスカレートはこうしたマルチラテラルな関係に罅を入れる好ましからざる事態とフランスはみなしており、他方で中国との包括的戦略パートナーシップを強化し、協力関係も重視する。

【全体セッション2：「インド太平洋」安全保障ガバナンスの欧州への含意】

ドイツのインド太平洋戦略

中村登志哉（名古屋大学）

ドイツ政府は 2020 年 9 月、「インド太平洋政策指針 (Leitlinien zum Indo-Pazifik)」を閣議 決定し、インド太平洋地域への関与を強化する方針を決めた。ドイツがこの種の戦略文書に「インド太平洋」概念を用いるのは初めてで、経済や安全保障の分野において、インド太平洋地域に対する強い関心を示した形である。欧州では、英国、フランス両国が「インド太平洋」に対する軍事的関与を強め、フランスは 2018 年に「インド太平洋戦略」を策定し、同 地域の海外領土を持つ「インド太平洋パワー」として関与を強めており、ドイツの指針採択 はそれに続くものである。

ドイツは近年、対アジア外交の主眼を中国に置き、今やドイツの最大貿易相手国である。このため、緊密な対中関係との間で、「インド太平洋」概念との距離感を慎重に検討してきた。同指針は、「21 世紀の国際秩序を形成するかぎとなる」インド太平洋地域との関係強化 を目指すことを鮮明にし、同地域のパートナーとして日本、オーストラリア、インド、東南 アジア諸国連合(ASEAN)加盟国、韓国などを挙げている。この指針に従い、ドイツは 2021 年 3 月、日独情報保護協定を締結したのをはじめ、翌 4 月、日本との間で外務・防衛閣僚会 合（2プラス2）を開催し、フリゲート艦を同地域に派遣する意向を表明、防衛協力を強化 していくことで一致した。

フリゲート艦「バイエルン」は本年 8 月に出航し、半年にわたるインド太平洋地域へのミ ッションに就いた。地中海からスエズ運河を通過し、インド洋に出てオーストラリア西部の パースに寄港、その後北上しグアムを経由、11 月に東京へ寄港する。既にアフリカ・ソマ リア沖のアデン湾で海上自衛隊の護衛艦「ゆうぎり」と共同訓練を早速実施し、ドイツ側か ら贈られたビールやソーセージの写真など、その模様は「バイエルン」、海上自衛隊・自衛 艦隊の日独双方のツイッターで写真とともに広報され、両国ともデジタル・パブリックディ プロマシーを精力的に展開し、日独防衛協力の強化をアピールした。

ドイツは同指針により、中長期的にどのようなインド太平洋外交を展開するのか。それは、ドイツが築いてきた緊密な対中関係との間でどのような間合いが取られることになるのか。 上記の問題意識を念頭に、同指針を手掛かりに、ドイツが目指すインド太平洋政策の概要や 方向性、日本との関係を検討する。

【全体セッション2：「インド太平洋」安全保障ガバナンスの欧州への含意】

インド太平洋安全保障ガバナンス—EU のインド太平洋戦略

小林正英（尚美学園大学）

EU は、注目を集めているインド太平洋戦略での安全保障ガバナンスに、どのような役割を發揮しようとしているのだろうか。

EU は、2021 年 4 月 16 日に外務理事会が「インド太平洋における協力のための戦略に関する外務理事会結論」を公表し、同年 9 月 16 日に EEAS として「インド太平洋における協力のための EU 戦略」を採択した。「インド太平洋」の出発点となったとされる 2012 年 12 月 27 日の安倍論文から 10 年、2018 年 6 月の仏「フランスとインド太平洋地域における安全保障」（2019 年 5 月改定）、2020 年 9 月 2 日の独「インド太平洋指針」、同年 11 月 13 日の蘭「インド太平洋：アジアのパートナー諸国とオランダ及び EU の協力強化に向けた指針」各文書に続いてのものとなる。2016 年 6 月 14 日のシャングリラ・ダイアログでのルドリアン仏国防相（当時）による欧州各国への南シナ海での航行の自由作戦実施の呼びかけから数えれば、5 年が経過したことになる。

特に、オランダの戦略文書策定は EU としての戦略文書策定の呼び水、あるいは駄目押しとなることを狙ったものとされ、ASEAN との関係が深い同国の特性は、EU 戦略に一定の影響を与えていることが想定される。その意味で、2019 年 6 月 22 日に採択された「ASEAN インド太平洋概観」も想起される。

安全保障主体としての EU は、包括的安全保障を標榜し、民軍融合性を強みとしている。これは、EU を構成する主権国家たる各国と、EU 加盟国の多くが参加する米欧の軍事同盟 NATO とともに並び立つ「中二階」であり、加盟国に核保有国と中立国を抱え、不戦共同体という神話的出自を持ちつつも「たえずいっそう緊密化する」統合を進める中で安全保障プロファイル獲得も目指してきた EU の積極的かつ消極的な集成的選択である。

また、「規範パワー」でもある EU は、グローバルに民主主義、法の支配、人権及び基本的自由の普遍的な有効性及び不可分性、人間の尊厳の尊重、平等の原則、連帯の原則といった普遍的諸価値を掲げ、多国間主義を重視する。

EU は、実際の安全保障面における活動を展開開始した初期にインドネシアのアチェで停戦監視を実施したことに見られるように、アジアでの展開の経験がないわけではない。さらに、注目すべき特性として、近年ではソマリア沖海賊対策や地中海での艦隊展開に見られるように、海洋での展開に軸足を置きつつある。特に、ソマリア沖での経験は、EU に多くの域外国と柔軟に連携する経験を与えた。

EU の安全保障における包括的アプローチが包括的たるゆえんは、関連諸規範・諸政策とのリンケージによる。インド太平洋戦略に関して言えば、前述の普遍的諸価値であり、海洋政策であり、通商政策であり、環境政策である。特に、海洋政策では、開放性・連結性・非対称性を特性とするグローバル・コモンズたる海洋において、包括性・民軍融合性といった安全保障における EU の特性は符合的である。EU は、2014 年 6 月 24 日に海洋安全保障戦略を策定しているが、今回のインド太平洋戦略で主導国が見事に入れ替わっている様子も窺われ、興味深い。

本報告では、以上のように、インド太平洋安全保障ガバナンス構築において、その加盟国の主張を受けつつ、加盟国とは異次元の政策的色彩を加えるであろう EU の役割について考察する。（了）